

公益社団法人 日本歯科衛生士会定款施行規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本歯科衛生士会（以下「本会」という。）定款第58条の規定に基づきこれを定める。

(承認基準)

第2条 定款第5条に規定する本会が承認する都道府県歯科衛生士会（以下「都道府県会」という。）は、本会の定款と抵触しない定款又は規則で設立された歯科衛生士会であって、当該都道府県会の会員は、本会の正会員となることができるものとする。

(代議員の選出)

第3条 定款第12条に規定する代議員の選出に関して必要な事項は、代議員選挙規則に定める。

(役員を選任)

第4条 定款第25条に規定する役員を選任等に関し必要な事項は、代議員会運営規則第16条及び役員選任規程に定める。

(委員会)

第5条 定款第41条の規定に基づき、本会の事業を推進するため、理事会の決議を経て委員会を設置することができる。

- 2 委員会の種類、名称及び任務は、理事会の議を経て別に定める。
- 3 委員会の委員は、若干名とし、理事会が選任し、会長が委嘱する。委員の任期は、選任時の理事の在任期間とする。
- 4 委員の互選により、委員長及び副委員長を置くことができる。
- 5 事業の推進に伴う専門的事項の調査・審議を委任するため、理事会の決議を経て特別委員会を設置することができる。特別委員会の委員は、若干名とし、委員の選任、任期及び委員長、副委員長の互選は、第3項及び第4項に準ずる。

(都道府県歯科衛生士会会長会)

第6条 定款第43条に規定する都道府県歯科衛生士会会長会（以下「会長会」という。）は、理事会の決議により、年1回以上、会長が召集する。ただし、理事会が必要と認めた場合は、臨時に召集することができる。

- 2 会長会の出席者は、都道府県歯科衛生士会会長（以下「都道府県会長」という。）とする。ただし、やむを得ない理由のため出席できない場合は、当該都道府県会役員の中から、都道府県会長が指名した者1名が代理で出席することができる。

(ブロック連絡協議会)

第7条 本会と都道府県会との連携協調を図るため、全国都道府県会を6地区に区分し、地区を単位としたブロック連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。地区区分及び地区別都道府県会の範囲は、別表のとおりとする。

- 2 前項協議会の運営を円滑に推進するため、協議会を年1回以上開催する。
- 3 協議会は、該当都道府県会の役員及び代議員等により構成する。
- 4 各協議会の運営規則は、協議会毎に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別 表

地区別、都道府県歯科衛生士会の範囲

地区名	都道府県名
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県
東海北陸	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県